

島根県 新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

県制度融資を活用し、民間金融機関にも**無利子・無担保・据置最大5年融資**を拡大します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を不要**にします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ 金利ゼロ※1	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2※2 金利 年1.25%	保証料ゼロ 金利ゼロ※1

※1 4年目以降 年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）

※2 県単独助成により実質保証料ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より金融機関にて受付開始いたしますので、まずは**お取引のある**又は**最寄りの金融機関、商工団体までご相談**ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

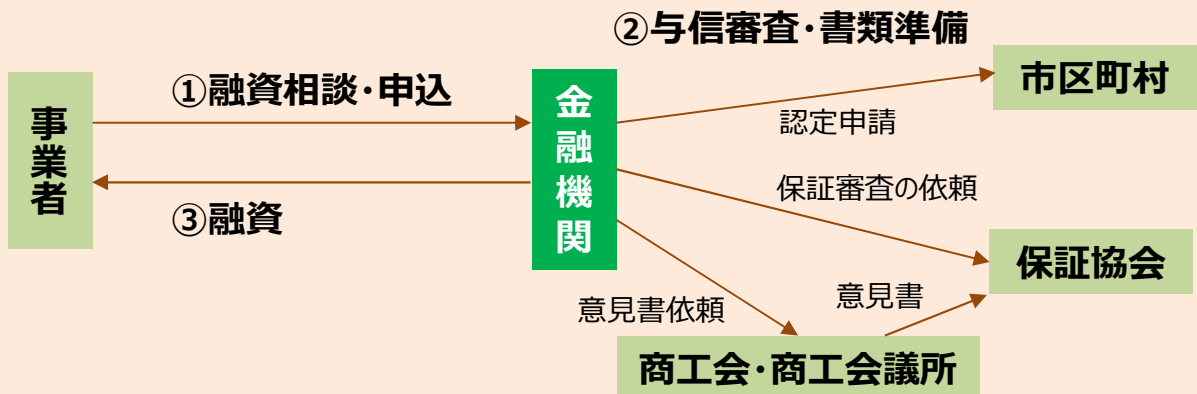
※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある**又は**最寄りの金融機関にご相談**ください。



※取扱金融機関は、普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまねとなります。